

芦屋市障害者(児)福祉計画 第5次中期計画 進捗状況一覧表(平成25年度末からの未達成項目の経過)

【(基本目標:1)障がいに対する地域理解と協力の促進 — (施策:3)交流活動の充実】

番号	取り組み	内 容	方 向 性 (26年度末目標)	所管課	平成25年度末現在の状況	平成26年度末現在の状況		
					未達成の理由	左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由
9	ふれあい市民運動会の開催	多くの市民が参加できるよう、プログラムや運営等の工夫を行い、内容の充実を図ります。	充 実 (内容を工夫)	障害福祉課	平成25年度についても天候不良により開催中止であり、3か年連続での未実施となることから、市民参加の増につながる工夫に至っていないため。	平成26年11月15日に芦屋市総合公園陸上競技場にて開催。 多くの方が参加できるよう引き続き広報・まちナビへの掲載やチラシの配布を行った。また、当日配布のプログラムについても、子どもが見やすいようふりがなを入れる等の工夫を行った。 ○参加者総数:323名	達成(○)	

【(基本目標:3)自立と社会参加を促進する支援体制づくり — (施策:1)障がいの早期発見・早期対応 — ①乳幼児期における早期発見・早期対応】

番号	取り組み	内 容	方 向 性 (H26年度目標)	所管課	平成25年度末現在の状況	平成26年度末現在の状況		
					未達成の理由	左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由
68	思春期における早期発見・早期対応体制の充実	思春期において、精神的なストレス等から障がいを発症した場合においても、早期発見・早期対応につながるよう、医療・教育機関や障がい者相談支援事業所、当事者団体、ピアサポート、保護者等の関係機関・団体等との連携体制を構築していきます。	新 規	障害福祉課 健康課 学校教育課 健康福祉事務所	各所管での取り組みの充実を図っているが、新たな取り組みについては至っていないため。	【障害福祉課】 福祉センターの総合相談窓口連絡会の場を活用し、若者相談センター「アサガオ」と障がい者相談支援事業を始めとした関係機関との情報共有等連携体制の構築に努めた。 【健康課】 思春期保健連絡会に出席し、関係機関との情報共有、課題の検討を行っている。 【学校教育課】 特別支援教育センターを中心として子どもの教育に関する関係機関が集まり芦屋市特別支援教育連携連絡会を開催し情報交換を行い、子どもの状況を確認している。また、家庭児童相談室、主任児童委員会などと連携を図りながら、必要な支援を早期に受けられるよう努めている。気になる子どもに関しては、学校と連携し、関係機関による支援を行っている。	達成(○)	

【(基本目標:3)自立と社会参加を促進する支援体制づくり — (施策:1)障がいの早期発見・早期対応 — ②成人期における早期発見・早期対応】

番号	取り組み	内 容	方 向 性 (H26年度目標)	所管課	平成25年度末現在の状況	平成26年度末現在の状況		
					未達成の理由	左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由
69	特定健康診査の実施	○40歳以上から75歳(年度内に75歳となる方を含む)までの国民健康保険加入者に対し、生活習慣病の原因とされるメタボリックシンドロームに着目した健診を実施します。 ○制度改正に伴う平成20年度からの新しい健診制度であるため、事業の周知と受診機会の充実を図ります。	継 続	保険医療助成課 健康課	【保険課】 平成25年度～29年度を計画期間とした「第二期特定健康診査・特定保健指導実施計画」に基づき、受診率目標(計画最終年度である平成29年度に60%)の達成を目指し、普及啓発に取り組んだが、受診率は年々上がっているものの平成25年度は38.8%に止まっており、目標達成に至っていないため。	【保険課】 【対象者】40歳から75歳(年度内に75歳になる方を含む)までの国民健康保険加入者 【内容】疾病の早期発見、重症化予防のためのメタボリックシンドロームに着目した健診を行っている。対象者には受診券を送付し広報を行っている。特定健診の普及啓発として、広報や保険料納額通知書にリーフレットを同封している。 未受診者勧奨として、年間3回受診勧奨ハガキを送付している。平成25年度からは新たな取り組みとして、レセプトデータと特定健診受診データを突合せ、個々の状況に即した受診勧奨を行っている。 また、個別への取り組みと合わせて、広く集団への働きかけとして地域の会議に保健師が出向き、医療職や福祉専門職に対し啓発を行っている。庁内他課とも連携し、機会を捉えた普及啓発を実施している。 ○平成26年度 受診者数 6,779人 集団健診 35回 個別健診 随時(市内49医療機関で受診可)	未達成(●)	【保険課】 平成25年度～29年度を計画期間とした「第二期特定健康診査・特定保健指導実施計画」に基づき、受診率目標(計画最終年度である平成29年度に60%)の達成を目指し、普及啓発に取り組んだが、受診率は年々上がっているものの平成26年度は38.8%に止まっており、目標達成に至っていないため。
70	特定保健指導の実施	○特定健康診査において、指導が必要とされた人に対し、生活習慣の改善を目的とした保健指導を実施します。 ○制度改正に伴う平成20年度からの新しい保健指導であるため、事業の周知と受講機会の充実を図るとともに、より効果的な指導が行えるよう、指導メニュー等の充実に努めます。	継 続	保険医療助成課 健康課	第二期芦屋市特定健康診査・特定保健指導実施計画の目標利用率19%には到達していない。 健診受診時から、特定保健指導利用券送付まで時間がかかっていることから、関心が薄れているのではないかと推測する。 関心が薄れない時期の保健指導勧奨のシステムを構築する。	【健康課】 特定健康診査において指導が必要とされた人に対し、生活習慣の改善を目的とした特定保健指導を実施している。 教室の開催や教室に参加できない方のために面接、電話、メール等で指導を実施している。 今年度は、特定保健指導未実施者に対して「血管年齢測定会」を開催し、健康に関する知識の普及と保健指導を実施した。 ○平成26年度 実施者数 130人 (動機付け支援 121人 積極的支援 9人) 実施率 19.6%	達成(○)	

【(基本目標:3)自立と社会参加を促進する支援体制づくり — (施策:2)一貫した教育支援体制の構築 — ②特別支援教育の推進】

番号	取り組み	内 容	方 向 性 (H26年度目標)	所管課	平成25年度末現在の状況	平成26年度末現在の状況		
					未達成の理由	左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由
81	特別支援教育センターの充実	○芦屋市における特別支援教育の質の向上と保護者や学校園等との連携を図るため、専門指導員を増員し、相談機能や学校園への支援機能などの充実に取り組みます。 ○平成22年度開設予定の「(仮称)芦屋市福祉センター」内への移転に当たり、保健・福祉等関連部局との連携を強化し、支援機能のさらなる充実を図ります。	充 実 (専門指導員の増員、センター機能の拡大)	学校教育課	専門指導員について、増員を行っていないため。(平成25年度3名)	特別支援教育センターの専門指導員による巡回学校園訪問等による学校園や教員への支援活動が充実するとともに、特別支援教育センターにおける保護者や教員からの相談件数も増加している。また、継続的な観察、支援、相談体制が充実してきている。さらに、保健福祉等関係部局との連携が図られ、就学前から就学後へスムーズな連続した接続がなされている。	達成(○)	

【(基本目標:3)自立と社会参加を促進する支援体制づくり — (施策:4)多様な社会参加の場・生きがいの場の充実】

番号	取り組み	内 容	方 向 性 (H26年度目標)	所管課	平成25年度末現在の状況	平成26年度末現在の状況		
					未達成の理由	左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由
97	ふれあい市民運動会の開催(再掲)	多くの市民が参加できるよう、プログラムや運営等の工夫を行い、内容の充実を図ります。	充 実 (内容を工夫)	障害福祉課	平成25年度についても天候不良等により開催中止であり、3か年連続での未実施となることから、市民参加の増につながる工夫に至っていないため。	平成26年11月15日に芦屋市総合公園陸上競技場にて開催。 多くの方が参加できるよう引き続き広報・まちナビへの掲載やチラシの配布を行った。また、当日配布のプログラムについても、子どもが見やすいようふりがなを入れる等の工夫を行った。 ○参加者総数:323名	達成(○)	

【(基本目標:4)安心して暮らせる地域環境づくり — (施策:2)防災・防犯対策の充実】

番号	取り組み	内 容	方 向 性 (H26年度目標)	所管課	平成25年度末現在の状況	平成26年度末現在の状況		
					未達成の理由	左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由
114	災害時要援護者避難支援体制の確立	○災害時や緊急時に特別な配慮を必要とする要援護者(災害時要援護者)の名簿については、正確な情報提供と避難支援が行えるよう、名簿の更新及び新規登録の促進を図ります。 ○自主防災組織や民生委員・児童委員、社会福祉協議会など関係機関等と連携し、災害時要援護者の地域における救援体制の整備を構築していきます。 ○関係機関と連携を図り、災害時要援護者支援計画を策定し、支援体制の整備を図ります。	充 実 (支援体制の確立)	障害福祉課 防災安全課	【障害福祉課】 要援護者台帳の登録を進めると共に、地域における支援体制の構築に努める	【障害福祉課】 緊急・災害時要援護者台帳登録者に対し、申請内容で不明な事項を確認し、台帳を整備した。また、65歳以上の高齢障がい者については、高齢福祉課へ引継ぎを行った。手帳交付時に対象となる方への申請書配布、説明を行い、引き続き新規登録の促進に努めた。 民生委員へは平常時の見守り時で気付いたことなど情報交換を行い、データ更新の方法等協議を行った。 【防災安全課】 要援護者台帳の登録が整ったのを受け、平成27年度より、地域における支援体制の構築に努める。	未達成(●)	【防災安全課】 要援護者台帳の登録が整ったのを受け、平成27年度より、地域における支援体制の構築に努める。

【(基本目標:1)障がいに対する地域理解と協力の促進 — (施策:1)広報啓発活動の充実】

番号	取り組み	内 容	方 向 性 (26年度末目標)	所管課	平成26年度末現在の状況		
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由
1	広報紙・ホームページ等による啓発	「広報あしや」や市のホームページ等の広報媒体を活用し、障がいや障がい者問題についての啓発を推進します。	継 続	広報課 障害福祉課	平成25年度から障がい福祉特集号(広報臨時号)のページ数を2ページから4ページに増やし、市民や地域に対して障がいについて更なる理解の促進を図っている。	達成(○)	
2	マスメディアの活用	ケーブルテレビ「広報チャンネル」を積極的に活用し、障がい者問題についての市民啓発を推進します。また、市政記者による記者発表を活用した市民への周知・啓発にも努めていきます。	継 続	広報課 障害福祉課	平成26年12月にケーキの街芦屋会が主催する「クリスマスケーキ贈呈式」の情報提供を市政記者に行った。	達成(○)	
3	啓発冊子の作成	学齢期の子どもを対象に、障がいへの理解を深めるための啓発冊子を作成します。また、作成した冊子は学校教育の場で活用し、普及啓発を図ります。	新 規 【重点プロジェクト】	障害福祉課 学校教育課	【障害福祉課】 啓発冊子「自分らしく輝いて暮らせるまち芦屋」を小学5年生を対象に配布し、学校教育の場で活用している。 【学校教育課】 障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ仕組みづくりを目指すインクルーシブ教育に関して、芦屋市内での中学校区単位で取り組みを進めており、障がいへの理解は深まっている。	達成(○)	

【(基本目標:1)障がいに対する地域理解と協力の促進 — (施策:2)福祉教育の推進 — ①学校教育】

番号	取り組み	内 容	方 向 性 (26年度末目標)	所管課	平成26年度末現在の状況		
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由
4	道徳教育の推進	副読本・啓発冊子の活用や、ボランティア活動などの奉仕活動を通じて、人権や命の大切さを感じさせるとともに道徳的な実践力を育てていきます。	充 実 (道徳教育推進教員を配置)	学校教育課	道徳教育推進教師を中心に全教職員が協力し、道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて、道徳教育を展開するとともに、道徳の時間においては、道徳副読本を活用し、指導内容や指導方法を工夫した道徳教育を推進している。また、体験活動等とおして、命の大切さを実感させ、生きることへの積極的な姿勢を培ったり、温かい思いやりで満たした心を育む活動に努めている。	達成(○)	
5	特別活動の推進	「トライやるウィーク」などの体験活動をはじめ、学校園行事を活用した障がいのある人などの交流の場を積極的に設け、ふれあいを通じた理解の促進と思いやりの心を育てていきます。	継 続	学校教育課	運動会、音楽会や中学校でのトライやるウィークなどを、様々な学校園行事を通じて、障がいのある幼児児童生徒と共に学ぶ機会を多く持つことで、障がいへの理解を深め共生社会の基礎づくりを目指す取り組みを進めてきた。	達成(○)	
6	総合的な学習の時間の活用	「総合的な学習の時間」を中心に、体験的な学習や問題解決的な学習、専門性の高いゲスト・ティーチャーを招聘しての実感のある学習など、教育効果の高いプログラムを提供し、障がいや人権についての正しい認識と理解の促進を図ります。	継 続	学校教育課	「総合的な学習の時間」を中心に、体験活動や福祉に関するゲストティーチャーを招聘しての実感ある学習を通して、障がいや人権についての理解を深めている。	達成(○)	

【(基本目標:1)障がいに対する地域理解と協力の促進 — (施策:2)福祉教育の推進 — ②社会教育】

番号	取り組み	内 容	方 向 性 (26年度末目標)	所管課	平成26年度末現在の状況		
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由
7	各種講座・教室の開催	公民館等の社会教育関連施設と連携し、障がいや人権問題などについて理解を深めるための講座や教室の開催、また、必要に応じて出前講座等の開催も検討し、地域に暮らす市民が障がいや人権について、理解を深めることができるよう学習機会の拡充に努めます。	継 続	生涯学習課	障がいや人権問題などについて理解を深めるために、芦屋市人権教育推進協議会と連携した学習会の開催や、出前講座のメニューに組み込むなど、学習機会の拡充に取り組んだ。	達成(○)	
8	福祉教育活動への支援	車いす、アイマスクなど福祉に関する資料の貸し出しや情報提供に努めるとともに、各種講演会や講座・教室、研修会など、地域における福祉教育活動の促進を図ります。	継 続	社会福祉協議会	平成26年度実績 ○小中学校での福祉学習プログラムの相談・受付・ボランティアコーディネート ○小中学校への資機材貸出、ボランティア講師の紹介 車いすの貸出2回、アイマスクの貸出9回、白杖の貸出6回、点字盤の貸出5回、高齢者疑似体験セット貸出2回、ボランティア講師の紹介10回、 ○児童・生徒のボランティア活動助成 6校	達成(○)	

【(基本目標:1)障がいに対する地域理解と協力の促進 — (施策:3)交流活動の充実】

番号	取り組み	内 容	方 向 性 (26年度末目標)	所管課	平成26年度末現在の状況		
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由
9	ふれあい市民運動会の開催	多くの市民が参加できるよう、プログラムや運営等の工夫を行い、内容の充実を図ります。	充 実 (内容を工夫)	障害福祉課	平成26年11月15日に芦屋市総合公園陸上競技場にて開催。 多くの方が参加できるよう引き続き広報・まちナビへの掲載やチラシの配布を行った。また、当日配布のプログラムについても、子どもが見やすいようふりがなを入れる等の工夫を行った。 ○参加者総数:323名	達成(○)	
10	地域との交流	○社会福祉協議会や関係各課とも連携を図りながら、障がいのある人との交流活動を進めます。 ○特別支援学校との交流等、地域社会における交流の機会のさらなる促進を行います。	継 続	社会福祉協議会 学校教育課	【社会福祉協議会】 ○障がい児日中一時支援事業の実施 登録者36名 実施日数241日 利用者延べ1,357人 協力ボランティア延べ218人 ○ふれあい市民運動会ボランティア参加 実行委員会2回 ○障がい児年末のつどい 実行委員会3回 民生児童委員・福祉推進委員の協力4名 ○障がい者スポーツ交流広場の実施 12回実施 参加者延べ252人 【学校教育課】 芦屋市地域ケアシステム検討委員会に参加し、関係機関とともにネットワークづくりに関して連携を進めることができている。県立芦屋特別支援学校との交流等については、合同研修会に参加するなど、相互交流を進めている。	達成(○)	
11	当事者の組織化及び当事者組織の運営支援	平成22年度開設予定の「(仮称)芦屋市福祉センター」を活用した活動の場の提供を行いながら、組織化の支援を図ります。	充 実 (「(仮称)芦屋市福祉センター」で場の提供と組織化支援)	障害福祉課 社会福祉協議会	【障害福祉課】 ○福祉センター内で地域活動支援センター、就労継続支援B型及び日中一時の場の提供を行っている。 ○各団体が作成したリーフレットを障がい者手帳と併せて交付している。 ○広報「障がい福祉特集号」での各団体の紹介をしている。 ○各団体主催イベントにおける支援を行っている。 【社会福祉協議会】 ○ボランティア活動センターに当事者団体の活動スペースの確保とロッカーを整備 ○当事者組織との連携・協力	達成(○)	

【(基本目標:1)障がいに対する地域理解と協力の促進 — (施策:4)地域福祉活動の促進】

番号	取り組み	内 容	方 向 性 (26年度末目標)	所管課	平成26年度末現在の状況		
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由
12	ボランティア活動支援	○地域福祉活動の促進を図るため、ボランティア活動等への助成などの支援を行います。 ○地域福祉活動への住民参加を促進させるため、社協だよりやインターネット等を活用し、ボランティア活動等の周知を図ります。 ○地域福祉活動への支援体制を強化するため、「あしや市民活動センター」と「ボランティア活動センター」との連携を強化し、情報提供や団体間とのネットワーク化、ボランティア等の組織化などの支援の充実を図ります。	充 実 (「(仮称)芦屋市福祉センター」でボランティアの活動拠点整備)	地域福祉課 社会福祉協議会 市民参画課	【地域福祉課】 市内ボランティア24団体及び9地区福祉委員会に助成。 (平成26年度 2,233,260円) 【社会福祉協議会】 平成26年度実績 ○ボランティア活動センター登録グループへの活動助成金 支出 24グループとボランティア連絡会 ○県民ボランティア活動助成申請手続 助成決定43件 ○社協だよりの1ページをボランティアコーナーとして年4回発行、1回あたり43,500部 ○保健福祉フェアでボランティア体験コーナーを実施 【市民参画課】 ○あしや市民活動センターでの、ボランティア・NPO活動を行う団体及び個人への支援の実績(平成26年度) 1 相談事業・相互の交流とネットワーク支援事業 市民活動に関する専門相談199名、市民活動団体相互の交流とネットワーク支援9事業、12回開催(あしや市民活動フェスタを含む) 2 活動の場の提供 (団体利用1,513団体。個人利用13,842名) 3 情報の収集及び提供 (ホームページで情報集約と受発信、かわらばん発行4回)	達成(○)	
13	ボランティア活動センターの運営	社会福祉協議会に設置されているボランティア活動センターの機能強化を図り、福祉ニーズとボランティア活動を結びつける地域支援の仕組みを充実させていきます。「(仮称)芦屋市福祉センター」移行後はボランティア専用スペースの拡大とボランティアコーディネーター※を専属配置します。	充 実 (「(仮称)芦屋市福祉センター」で専用スペースの拡大とコーディネーターの配置)	社会福祉協議会	○ボランティア活動の団体・個人の登録を実施 団体26グループ370人、個人82人 ○ボランティアコーディネーターを配置し、相談対応、コーディネート業務を実施 相談975件、助言・問合せ544件、依頼98件、派遣78件、登録5件 ○ボランティアグループ・福祉団体等の調整を行い、ボランティア活動スペースの効果的な運用を行う。 ○災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づいたセンター設置訓練の実施	達成(○)	
14	ボランティアの育成	手話・要約筆記をはじめ、関係機関と連携し、ニーズに応じたボランティア養成講座を開講し、ボランティアの育成を進めます。	継 続	社会福祉協議会	○ボランティア体験教室の実施 体験教室1回 ○ボランティア養成講座の開講 手話ボランティア養成講座入門編15回、要約筆記ボランティア養成講座10回	達成(○)	
15	障がい者団体への助成	障がいのある人やその保護者の地域における仲間づくり、社会参加や地域生活への支援に重要な役割を果たしている芦屋市内の障がい者団体4団体に対し、団体の安定的な運営や活動の充実を図るため、団体補助金の助成を行います。	継 続	障害福祉課	芦屋市身体障害者福祉協会、芦屋市身体障害児者父母の会、芦屋市手をつなぐ育成会、芦屋家族会の安定的な運営や活動の充実を図るため、活動費の一部を助成している。	達成(○)	
16	障がい者団体活動への支援	○団体のPR活動を積極的に支援するために、ケーブルテレビの活用も支援していきます。ボランティア団体、NPOなど他団体とのネットワーク化を支援していきます。 ○市民活動全般における情報提供、ネットワーク化を支援していきます。	充 実 (「(仮称)芦屋市福祉センター」で各種団体の活動拠点整備)	障害福祉課 市民参画課 社会福祉協議会	【障害福祉課】 ○各団体が作成したリーフレットを障害者手帳と併せて交付 ○広報「障がい福祉特集号」での各団体の紹介 ○各団体主催イベントにおける支援 【市民参画課】 ○あしや市民活動センターでの、ボランティア・NPO活動を行う団体及び個人への支援の実績(平成26年度) 1 相談事業・相互の交流とネットワーク支援事業 市民活動に関する専門相談199名、市民活動団体相互の交流とネットワーク支援9事業、12回開催(あしや市民活動フェスタを含む) 2 活動の場の提供 (団体利用1,513団体。個人利用13,842名) 3 情報の収集及び提供 (ホームページで情報集約と受発信、かわらばん発行4回) 【社会福祉協議会】 ○障がい者作品展の共催 ○共同作業所への助成 ○福祉団体事業への協力 ○歳末たすけあい配分の実施 6施設 4団体 年末の集い100名分	達成(○)	

【(基本目標:1)障がいに対する地域理解と協力の促進 — (施策:4)地域福祉活動の促進】

番号	取り組み	内 容	方 向 性 (26年度末目標)	所管課	平成26年度末現在の状況		
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由
17	活動拠点確保への支援	市内で活動する様々な団体の活動拠点として「あしや市民活動センター」を運営するとともに、平成22年度開設予定の「(仮称)芦屋市福祉センター」においても各種団体の活動拠点となるよう、機能等の検討と整備・運営を図っていきます。	充 実 (「(仮称)芦屋市福祉センター」で各種団体の活動拠点整備)	市民参画課 地域福祉課	<p>【市民参画課】</p> <p>○あしや市民活動センターでの、ボランティア・NPO活動を行う団体及び個人への支援の実績(平成26年度)</p> <p>1 相談事業・相互の交流とネットワーク支援事業 市民活動に関する専門相談199名、市民活動団体相互の交流とネットワーク支援9事業、12回開催(あしや市民活動フェスタを含む)</p> <p>2 活動の場の提供 (団体利用1,513団体。個人利用13,842名)</p> <p>3 情報の収集及び提供 (ホームページで情報集約と受発信,かわらばん発行4回)</p> <p>【地域福祉課】</p> <p>保健福祉センターにおいて社会福祉協議会のボランティア活動センターが各種団体の活動拠点として運営を行っている。</p>	達成(○)	

【(基本目標:2)地域生活を可能とするケア体制づくり — (施策:1)相談支援体制(地域ケア体制)の充実】

番号	取り組み	内 容	方 向 性 (26年度末目標)	所管課	平成26年度末現在の状況		
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由
18	相談支援事業の実施	関係機関と連携し、暮らしの場である地域において、相談から適切な支援へのつなぎを行う相談支援の充実を図ります。	充 実 【重点プロジェクト】	障害福祉課 社会福祉協議会	【障害福祉課】 保健福祉センター内に基幹相談支援センターを設置し、相談支援の充実及び相談支援体制整備に努めた。 【社会福祉協議会】 ○相談支援事業所において障がい者の相談を実施 平成26年度実績 相談実人員605人 延相談回数1,045回 ○26年度に設置された基幹相談支援センターでは、障がい者虐待案件への対応や支援困難なケースに対しての専門的支援を行った。虐待通報は10件あり、そのうち3件は非該当、1件は未認定である。	達成(○)	
19	地域自立支援協議会の開催	適切な相談支援が実現できるよう、芦屋市地域自立支援協議会において、困難事例への対応策や共通課題への対応策の検討、関係機関とのネットワークの構築などの支援を行います。	継 続	障害福祉課	○平成26年度 定例会(2回)実施。平成26年度専門部会活動の取り組みについて検討、障害者(児)福祉計画第5次中期計画及び第3期障害福祉計画の評価、点検 専門部会(小委員会・1回 準備会・7回)実施。平成27年度専門部会で取り組むべき課題選考及び構成員の選定を行った。	達成(○)	
20	「(仮称)芦屋市地域福祉推進協議会」の開催	障がい者や高齢者、児童など分野・部門をこえた地域の総合的な課題に対応するため、地域ケア会議や地域包括支援センター運営協議会などの高齢者部門と、地域自立支援協議会などの障がい者部門などをつなぐ「(仮称)芦屋市地域福祉推進協議会」を開催し、保健・医療・福祉その他生活関連機関との総合的な調整を図るなど、地域ケアシステムの構築を進めます。	新 規 【重点プロジェクト】	地域福祉課	地域の課題を地域で解決していく仕組みについて、取り組み状況と各会議体の進捗状況等を確認・共有を行った。また、障がい分野との連携については、自立支援協議会で協議・検討された内容について、報告を行い、共有している。 平成24年度 1回開催 平成25年度 2回開催 平成26年度 2回開催	達成(○)	
21	民生委員・児童委員との連携	地域に暮らす障がいのある人への相談支援が円滑に行われるよう、研修の実施や必要な情報の提供など、民生委員・児童委員との連携を密にしていきます。	継 続	地域福祉課 障害福祉課	【地域福祉課】 定例会や専門部会において講演。情報共有を行った。 災害時要援護者支援について、緊急・災害時要援護者台帳登録申請書により、民生委員が見守りや訪問・状況確認を行った。 【障害福祉課】 民生委員の障がい部会に講師として出席し、施策の情報提供や、障がいのある人を孤立させず、必要なサービスにつなげるための窓口の紹介等を行っている。 緊急・災害時要援護者台帳に登録いただき、平常時からの見守りを希望されている方への見守りを引き続き行っている。	達成(○)	

【(基本目標:2)地域生活を可能とするケア体制づくり — (施策:2)障がいに応じた情報提供の充実】

番号	取り組み	内 容	方 向 性 (26年度末目標)	所管課	平成26年度末現在の状況		
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由
22	コミュニケーション支援事業の実施	聴覚障がい者・視覚障がい者の情報入手やコミュニケーション手段を確保し、日常生活の支援及び社会参加の促進を図るため、「手話通訳・要約筆記奉仕員の派遣」「点字広報・声の広報の発行」「障害福祉課窓口における手話通訳者を設置」などを、地域生活支援事業におけるコミュニケーション支援事業として実施します。	継 続	障害福祉課	○手話通訳者・要約筆記者の派遣回数 平成26年度 手話通訳148回 要約筆記53回	達成(○)	
23	「障がい福祉のしおり」の発行	手帳取得者等へ、本市において利用できる福祉サービスや制度などの情報を提供・周知するため、障がい者施策全般を紹介した冊子「障がい福祉のしおり」を発行し、手帳取得時などに説明・配布を行います。	継 続	障害福祉課	新しい制度や現行の事業の変更等に対応し、平成26年7月に障がい福祉のしおりを発行し、各種障がい者手帳取得者に配布を行った。	達成(○)	
24	情報・意思疎通支援用具の給付	補装具による意思伝達装置の交付や、日常生活用具等給付事業として、点字器や人工喉頭、障がい者向けのパソコン周辺機器やアプリケーションソフトなど、障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具の給付・貸与を行います。	継 続	障害福祉課	○給付件数 意思伝達装置 平成26年度 0件 点字器 平成26年度 1件 人工喉頭 平成26年度 1件 障がい者向けのパソコン周辺機器等(情報・通信支援用具) 平成26年度 2件	達成(○)	
25	多様な機関・団体等への情報提供	障がいのある人が様々な機会や場を通じて、制度や福祉サービス等に関する情報を入手できるよう、サービス提供事業所や医療・教育などの関係機関、障がい者団体等への情報提供を充実します。	継 続	障害福祉課	計画相談等新たな制度については、必要に応じて関係機関・団体に対して研修会を実施。また、自立支援協議会を通して、様々な分野の方に制度やサービス等の情報を提供している。	達成(○)	

【(基本目標:2)地域生活を可能とするケア体制づくり — (施策:3)障がい福祉サービスの充実 — ①自立支援給付・地域生活支援事業】

番号	取り組み	内 容	方 向 性 (26年度末目標)	所管課	平成26年度末現在の状況		
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由
26	訪問系サービスの充実	障がいのある人が家庭において自立した日常生活を営むことができるよう、「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」の各サービスの提供と基盤整備を進めます。	継 続	障害福祉課	○平成26年度より重度訪問介護の対象者が知的・精神障害者にも拡大 平成26年度 年間延人員 1,975人	達成(○)	
27	日中活動系サービスの充実	障がいのある人の地域における日中活動の場となる「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」「療養介護」「生活介護」「児童デイサービス」及び「短期入所」の各サービスの提供と基盤整備を進めます。	充 実 【重点プロジェクト】	障害福祉課	○プリモ芦屋 就労継続支援A型:平成26年4月15日新規開設 定員25名 平成26年度 年間延人員 3,859人	達成(○)	
28	居住系サービスの充実	障がいのある人の地域における居住の場として、「共同生活介護」「共同生活援助」「施設入所支援」の充実と基盤整備を進めます。	継 続	障害福祉課	○平成26年度より共同生活介護と共同生活援助が一元化 ○ケアホーム燈(わかば) 共同生活援助:平成26年5月24日定員拡大 「わかば」開設のため定員10人→15人へ拡大 平成26年度 年間延人員 1,281人	達成(○)	
29	地域生活支援事業の充実	障がいのある人が、その有する能力と適性に応じて、自立した日常・社会生活を営むことができるよう、「相談支援事業」「コミュニケーション支援事業」「日常生活用具等給付事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」の必須事業に加え、その他事業として「訪問入浴サービス事業」「更生訓練費給付事業」「自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業」「日中一時支援事業」「生活支援事業」を実施し、障がいのある人や介助者の地域生活を支援するサービスの充実を図ります。	継 続	障害福祉課	平成22年度より相談支援機能強化事業として芦屋市保健福祉センターに福祉の総合相談窓口を設置し、相談者の内容に応じた柔軟な支援を行っている。また、同年度より生活訓練等事業として障がい児に対する機能訓練を芦屋市保健福祉センターで実施している。 平成26年度より手話奉仕員養成研修事業を実施 ○地域生活支援事業経費 平成26年度 166,960,999円	達成(○)	

【(基本目標:2)地域生活を可能とするケア体制づくり — (施策:3)障がい福祉サービスの充実 — ①自立支援給付・地域生活支援事業】

番号	取り組み	内 容	方 向 性 (26年度末目標)	所管課	平成26年度末現在の状況		
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由
30	補装具事業の実施	障がいのある人の身体機能を補完、又は代替することで日常生活をしやすくするため、補装具の給付を行いそれに係る経費を助成します。	継 続	障害福祉課	身体障害者手帳をお持ちの方に対し、障がい名に対応した補装具の給付を行っている。 ○平成26年度 9,090,909円 交付73件(18歳以上55件, 18歳以上18件) 修理44件(18歳以上38件, 18歳未満6件)	達成(○)	
31	自立支援医療の給付	血液透析療法や関節整形手術などの身体の機能障がい除去又は軽減するため、日常生活能力を回復するための医療費や、通院により精神疾患の治療を受けている人への医療費を給付します。	継 続	障害福祉課	○給付者数・金額 (更生医療) 平成26年度 57人 42,140,516円 (育成医療) 平成26年度 10人 913,494円 (精神通院医療)※医療費の給付は県が行っている。 平成26年度 1,123人	達成(○)	

【(基本目標:2)地域生活を可能とするケア体制づくり — (施策:3)障がい福祉サービスの充実 — ②障がい福祉サービス提供基盤の確保】

番号	取り組み	内 容	方 向 性 (26年度末目標)	所管課	平成26年度末現在の状況		
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由
32	知的障害者通所施設人件費の助成	障がいのある人の安定的な日中活動の場を確保する観点から、芦屋市社会福祉「友愛」基金による社会福祉活動助成金交付要綱に基づき、知的障害者通所施設への助成を行います。	継 続	障害福祉課	知的障害者通所施設や知的障害者入所更生施設が障害者自立支援法の制定に伴う新体系移行により障害者支援施設となり、助成対象施設でなくなったため、平成24年4月1日要綱改正を行い、事業を廃止した。	達成(○)	
33	社会福祉法人が経営する社会福祉施設建設費にかかる補助	市内における施設基盤の充実を図る観点から、社会福祉法人が市内に社会福祉施設を建設するための借入金に係る利子に対する助成を行います。	継 続	地域福祉課	【地域福祉課】 平成26年度6法人(8施設)に助成。2,501,000円	達成(○)	
34	「はんしん自立の家」運営費の補助	介助者等の緊急時における受け入れ先確保の観点から、阪神7市1町の共同事業である「はんしん自立の家」のショートステイ事業に対し、運営補助を行います。	継 続	障害福祉課	引き続き介助者等の緊急時における受け入れ先確保の観点から、ショートステイ事業に対し、運営補助を行った。 平成26年度 285,000円	達成(○)	
35	社会福祉法人阪神福祉事業団への補助	障がいのある人が安心してケアを受けることができる施設を確保する観点から、社会福祉法人阪神福祉事業団が運営する知的障害者更生施設の運営費の一部を助成します。	継 続	障害福祉課	【地域福祉課】 社会福祉法人阪神福祉事業団へ整備事業関係の負担金を出している。 平成25年度 12,061,000円 平成26年度 11,447,000円	達成(○)	
36	市立くすのきデイ・ケアセンター及びみどり地域生活支援センターの運営	「みどり地域生活支援センター」と「市立くすのきデイ・ケアセンター【くすのきのいえ】」の運営を一体化し、障害者自立支援法に基づく新体系サービス提供事業所として移行を図ります。さらに、運営の一体化に伴う施設整備を進めることで児童デイサービス及び生活介護の定員拡大を図ります。	充 実 【重点プロジェクト】	障害福祉課	平成23年4月より定員を20名から30名に拡大し、重度障がい者の受け入れを進めている。また、平成24年4月より短期入所事業を開始し、保護者のレスパイトを行っている	達成(○)	
37	障がい機能訓練事業の実施	平成22年度開設予定の「(仮称)芦屋市福祉センター」の開設に伴い、学齢期の子どもを対象とした障がい機能訓練事業を実施します。	新 規 【重点プロジェクト】	障害福祉課	福祉センターの開設後、平成22年8月より機能訓練事業を継続中。機能訓練利用者は年々増加する傾向にある。 ○平成26年度 11,418,667円 身体機能訓練(理学療法)利用者数23人 実施回数423回 療育訓練(作業療法) 利用者数32人 実施回数382回 療育訓練(言語療法) 利用者数30人 実施回数338回 水浴訓練 利用者数31人 実施回数426回	達成(○)	

【(基本目標:2)地域生活を可能とするケア体制づくり — (施策:3)障がい福祉サービスの充実 — ③障がいのある人の生活を支援するサービス】

番号	取り組み	内 容	方 向 性 (26年度末目標)	所管課	平成26年度末現在の状況		
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由
38	各種障害者手帳の交付	障がいのある人の自立更生, 社会参加の促進, 福祉の向上を図ることを目的に, 身体障害者福祉法, 知的障害者福祉法, 児童福祉法, 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき, 各種手帳の交付を行います。	継 続	障害福祉課	○手帳交付数 平成26年度 身体3, 217人 療育486人 精神414人	達成(○)	
39	各種手当・給付金等の支給	「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「特別児童扶養手当」「介護手当」「重度心身障害者特別給付金」等の各種手当・給付金を支給し, 在宅で生活する障がいのある人の経済的負担の軽減・所得の確保に努めます。	継 続	障害福祉課	○支給件数(人数)・金額 【平成26年度】 特別児童扶養手当 191件(支給人員95人) 県支出 特別障害者手当 69人 22, 298, 000円 障害児福祉手当 62人 8, 488, 120円 重度心身障害者(児)介護手当 2人 149, 999円 重度心身障害者特別給付金 1人 912, 600円 福祉手当(経過的) 3人 594, 200円	達成(○)	
40	心身障害者扶養共済制度の周知	保護者に万一のことがあった場合に, 残された障がいのある人に年金を支給し, 経済面の安定化を図ることを目的とする心身障害者扶養共済制度の周知を図ります。	継 続	障害福祉課	○加入人数 平成26年度 45人 ○受給人数 平成26年度 43人	達成(○)	
41	心身障害者扶養共済制度の掛金補助	旧芦屋市中心身障害者保険扶養制度の加入者で, 兵庫県心身障害者扶養共済制度に引き続き加入しており, かつ, 一定の事由に該当する者に対して掛金の補助を行います。	継 続	障害福祉課	補助制度は継続しているが, 該当者なし。	達成(○)	
42	生活福祉資金の貸付	障がい者世帯に対し, 安定した生活を営めるようにするため, 目的別資金の貸付を行います。	継 続	社会福祉協議会	低所得世帯への資金貸付 9件, 求職中の生活費の貸付4件。 福祉資金返済中のうち, 障がい者世帯は4件。	達成(○)	
43	税の軽減等の実施	障がいのある人の経済面の安定化を図るため, 所得税や自動車税などの減免措置, 市民税の障害者控除・非課税措置などを行います。	継 続	課税課	自動車税・軽自動車税については減免を, 所得税については所得控除を, 市民税については減免と所得控除を引き続き行っている。	達成(○)	
44	各種負担軽減策の周知	障がいのある人の社会参加の促進や経済面における負担軽減を図るため, NHK放送受信料や下水道使用料, 社会教育施設観覧料の減免, さらに, 郵便料やNTT番号案内料の無料措置について周知します。	継 続	障害福祉課	○新規手帳取得者の手帳交付時及び障がい追加に伴う手帳再交付時に, 障がい福祉のしおりを基に各種負担軽減策の案内, 手続きを行っている。 ○割引・減免関連の資料やパンフレット等を窓口に設置・配布し, 周知を図っている。	達成(○)	
45	難病患者等居宅生活支援事業の実施	難病患者(平成20年度より小児慢性特定疾患児含む)等への居宅生活支援として, 「ホームヘルプサービス事業」「短期入所事業」「日常生活用具等給付事業」を実施していきます。	継 続	健康課	【障害福祉課】 平成25年度より所管課が健康課から障害福祉課へ変更 平成26年度利用件数 総合支援法サービス利用者 0人 日常生活用具等給付事業 0人 補助制度は継続しているが, 該当者なし。 【健康課】 障がい者総合支援法の施行により, 難病患者への居宅生活支援としての「ホームヘルプサービス事業」「短期入所事業」は, 平成25年度から障害福祉課が所管課。小児慢性特定疾患児は対象とならなかったため, 平成25年度より小児慢性特定疾患児日常生活用具等給付事業として実施。 今年度は申請0件だが継続実施。	達成(○)	
46	緊急一時保護者制度の運営	家族の就労支援や一時的な休息, 病気時の支援を目的に障がいのある人を夜間預かるサービスを実施していきます。	継 続	障害福祉課	日中一時支援事業及び短期入所を利用することにより, 緊急一時保護事業と同様のサービス提供が可能であるため, 平成25年4月1日要綱改正を行い, 事業の廃止を行った。	達成(○)	

【（基本目標:2)地域生活を可能とするケア体制づくり — (施策:3)障がい福祉サービスの充実 — ③障がいのある人の生活を支援するサービス】

番号	取り組み	内 容	方 向 性 (26年度末目標)	所管課	平成26年度末現在の状況		
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由
47	はり・灸・あんま・マッサージ・指圧施術費の助成	障がいのある高齢者の健康と福祉の増進を図るため、はり・灸・あんま・マッサージ・指圧施術に要する費用の一部を助成します。	継 続	障害福祉課	○利用者数・金額 平成26年度 利用者数 4人 8,000円	達成(○)	
48	福祉施設等通園(通学)費の補助	市外の訓練施設等への通所者やすくすく学級通級児に対し、交通費の補助を行います。	継 続	障害福祉課	【障害福祉課】 補助制度は継続しているが、該当者なし。 【こども課】 ○すくすく学級 対象児童数 14人 274,780円	達成(○)	

【(基本目標:2)地域生活を可能とするケア体制づくり — (施策:3)障がい福祉サービスの充実 — ④障がいのある人の外出を支援するサービス】

番号	取り組み	内 容	方 向 性 (H26年度目標)	所管課	平成26年度末現在の状況		
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由
49	タクシー利用料金等の助成	障がいのある人(平成20年度より精神障害者保健福祉手帳1級所持者を含む)の通院及び社会参加の促進を図るため、タクシー利用券の交付やガソリン費用の一部助成等を行います。	継 続	障害福祉課	○金額・助成者数 平成26年度 17,786,500円 タクシー787人 ガソリン343人	達成(○)	
50	公共交通料金等の負担軽減の周知	障がいのある人の外出にかかる料金等の負担を軽減し、社会参加の促進を図るため、鉄道・汽船、バス、国内航空運賃や有料道路通行料金の割引や自転車駐車場使用料の減免等について周知を図ります。	継 続	障害福祉課	新規手帳取得者や障害追加による再交付申請者の手帳交付時に、障がい福祉のしおりに基づき、公共交通料金等の負担軽減について説明を行い周知を図っている。	達成(○)	
51	補助犬貸付事業の周知と施設等への啓発	○補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)を必要とする障がいのある人に、兵庫県身体障害者補助犬貸付事業の周知を図ります。 ○交通機関や公共施設、大型店舗、民間施設などにおいて補助犬の同伴が円滑に行えるよう、関係機関や商工会等通じた啓発に取り組みます。	継 続	障害福祉課	○市ホームページ及び障がい福祉のしおりに身体障害者補助犬貸付事業の説明を掲載 ○障害福祉課窓口で補助犬啓発冊子の設置及びステッカーの配布 ○公共施設において、補助犬同伴可ステッカーを貼付	達成(○)	
52	移送サービス	車いす利用の障がいのある方へ運転ボランティアの協力で、リフト車による外出支援を行います。(登録料・利用料必要)	継 続	社会福祉協議会	利用登録者16人(うち障がい者13人)。 利用件数延べ 62回(うち障がい者51回) 運転ボランティア9人活動 ※平成26年度で廃止	達成(○)	

【(基本目標:2)地域生活を可能とするケア体制づくり — (施策:4)医療の充実】

番号	取り組み	内 容	方 向 性 (H26年度目標)	所管課	平成26年度末現在の状況		
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由
53	自立支援医療の給付(再掲)	血液透析療法や関節整形手術などの身体の機能障がい除去又は軽減するため、日常生活能力を回復するための医療費や、通院により精神疾患の治療を受けている人への医療費を給付します。	継 続	障害福祉課	○給付者数・金額 (更生医療) 平成26年度 57人 42,140,516円 (育成医療) 平成26年度 10人 913,494円 (精神通院医療)※医療費の給付は県が行っている。 平成26年度 1,123人	達成(○)	
54	福祉医療費助成事業の実施	障がいのある人が必要な医療を受けることができるよう、「障害者福祉医療費助成事業」及び「高齢障害者福祉医療費助成事業」については、兵庫県製の制度の動向を見極めながら実施していきます。	継 続	保険医療助成課	【地域福祉課】 ○福祉医療費 平成26年度実績 1,935人(障害者医療/高齢障害者医療) 【対象者】 ①身体障害者手帳1級～3級 ②療育手帳AまたはB1 ③精神障害者保健福祉手帳1級 のいずれかの手帳の交付を受けておられるかたで、本人・保護者及び扶養義務者いずれもが市(区)町村民税所得割税額235千円未満のかた。(世帯合算なし) 【内容】 医療費の自己負担金の一部を県と市が助成 ①「低所得」本人・保護者及び扶養義務者のいずれもが市(区)町村民税非課税で、年金収入を加えた所得が80万円以下のかた … 外来:自己負担限度額は1医療機関・1薬局あたり1日400円を限度に月2回(800円)まで。入院:1割負担(1,600円限度) ②「一般」①以外のかた … 外来:自己負担限度額は1医療機関・1薬局あたり1日600円を限度に月2回(1,200円)まで。入院:1割負担(2,400円限度) ※平成21年7月改正 なお、県では平成23年7月より所得制限の判定対象を「世帯の最上位所得者」から「世帯合算」に変更を行ったが、本市では対象者の削減につながるため世帯合算を導入していない。 【保険課】 ○医療付加金 【対象者】 自立支援医療(精神通院)受給者(1割負担)で国民健康保険加入者 【内容】 国民健康保険被保険者に対し、自立支援医療(精神通院)受給者の1割負担のうち5%の助成を行っている。	達成(○)	
55	障がい機能訓練事業の実施(再掲)	平成22年度開設予定の「(仮称)芦屋市福祉センター」の開設に伴い、学齢期の子どもを対象とした障がい機能訓練事業を実施します。	新 規 【重点プロジェクト】	障害福祉課	福祉センターの開設後、平成22年8月より機能訓練事業を継続中。機能訓練利用者は年々増加する傾向にある。 ○平成26年度 11,418,667円 身体機能訓練(理学療法)利用者数23人 実施回数423回 療育訓練(作業療法)利用者数32人 実施回数382回 療育訓練(言語療法)利用者数30人 実施回数338回 水浴訓練利用者数31人 実施回数426回	達成(○)	
56	障がい歯科診療の実施	○芦屋市内で受診できる障がいのある方の歯科治療の案内や歯科相談事業を実施していきます。 ○平成22年度開設予定の「(仮称)芦屋市福祉センター」内で障がい歯科診療を実施します。	充 実 (「(仮称)芦屋市福祉センター」で障がい歯科診療を実施)	健康課	芦屋市歯科センターにおいて毎週木曜日に障がい者歯科診療を実施し、受診者数は微増している。 ○延受診者数:216人 ○診療日数:51日	達成(○)	

【(基本目標:2)地域生活を可能とするケア体制づくり — (施策:5)権利擁護の推進】

番号	取り組み	内 容	方 向 性 (H26年度目標)	所管課	平成26年度末現在の状況		
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由
57	相談支援事業の実施	権利擁護も含めた総合的な相談支援を行います。さらに、「(仮称)芦屋市福祉センター」内に設置予定の権利擁護センターと連携を図り権利擁護の支援に当たります。	充 実 【重点プロジェクト】	障害福祉課 社会福祉協議会	<p>【障害福祉課】 保健福祉センター内に基幹相談支援センターを設置し、虐待対応等について権利擁護支援センターとの連携による権利擁護支援の充実を図った。</p> <p>【社会福祉協議会】 ○障がい相談の対象者で、金銭管理が難しい方や後見人制度の利用が必要な方に対して、社協が実施する福祉サービス利用援助事業や権利擁護支援センターと連携することで権利擁護支援を実施した。</p>	達成(○)	
58	成年後見制度利用支援事業の実施	地域生活支援事業における「成年後見制度利用支援事業」を推進するとともに、高齢者施策における成年後見制度の利用支援とも連携し、障がいのある人の権利を擁護する成年後見制度の利用促進を図ります。	継 続	障害福祉課	<p>○平成26年度実施件数 市長申立て 1件 申立費用・報酬助成 2件</p>	達成(○)	
59	福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)の実施	知的障がいや精神障がいのある人などが地域で安心して生活できるよう、福祉サービス利用や生活に必要なお金の管理を支援します。	継 続	社会福祉協議会	<p>専門員による事業利用の相談1,756件 生活支援員による日常の金銭管理、福祉サービス利用を支援する。 平成26年度の契約者49人(うち障がい者11人)、生活支援員10人、派遣延べ回数1,122回</p>	達成(○)	
60	権利擁護センターの設置・運営	平成22年度開設予定の「(仮称)芦屋市福祉センター」の開設に伴い、センター内に、権利擁護センターを設置し、権利擁護に関する相談体制及び支援体制の充実を図ります。	新 規 【重点プロジェクト】	高年福祉課 障害福祉課	<p>【地域福祉課】 25年度からNPO法人PASネットと芦屋市社会福祉協議会の共同受託となる。 ・福祉職と司法職による専門相談等を実施 平成22年度 相談者 1,474人(うち障がい者 250人) 平成23年度 相談者 3,173人(うち障がい者 623人) 平成24年度 相談者 2,918人(うち障がい者 701人) 平成25年度 相談者 2,746人(うち障がい者 727人) 平成26年度 相談者 2,241人(うち障がい者 760人)</p> <p>・権利擁護支援ニーズを抱えた方の早期発見と相談機関へのつながりができるよう地域に出向き、ワークショップ等を開催(3回) ・権利擁護支援センターにおいて権利擁護支援者養成研修を開催し、地域における権利擁護支援の担い手を育成(11日実施) ・「障がい者虐待を考える～支援の質の向上を目指して～」を開催。施設における合理的配慮について、市内の障がい関係の事業所職員に参加頂き理解を深めた。</p>	達成(○)	

番号	取り組み	内 容	方 向 性 (H26年度目標)	所管課	平成26年度末現在の状況		
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由
61	妊産婦健康教育・相談の実施	○妊産婦に対し、安全な分娩を図ることを目的に、妊婦相談やレッツエンジョイマタニティクリニックなどの各種教室において疾病等の早期発見と適切な教育・指導を行います。 ○妊娠時の母親に対して障がいや疾病のあった場合の対応を含めた情報提供を行います。	充 実 (妊婦健康診査費助成事業の対象と回数拡大)	健康課	妊婦健康診査費助成事業では、受診1回あたり5,000円を上限に受診14回分の助成を実施、また利用の利便性を図るため平成25年度より受診券方式を助成方法に追加した。受診券利用1,162人償還払い281人(重複を含む)マタニティクリニックは、受講しやすいよう土曜日開催とした。妊娠期の健康教育受講延人数471人	達成(○)	
62	母子保健訪問指導の実施	○新生児や乳幼児の養育上必要な事項の指導や、発達上の相談、課題の早期発見・対応を図るため、「新生児訪問(生後28日まで)」及び「こんにちは赤ちゃん訪問(生後4か月まで)」、「家庭訪問(就学前の乳幼児)」を実施します。 ○「こんにちは赤ちゃん訪問(生後4か月まで)」については、出産後における母子の健康状態のチェック体制を強化するため、全戸訪問が実施できるよう体制の整備を進めます。	充 実 (対象家庭への訪問活動の強化)	健康課	未熟児訪問と新生児訪問、こんにちは赤ちゃん事業による訪問を生後4か月までに実施。 未熟児訪問延13件、新生児訪問延19件、こんにちは赤ちゃん715件 (4か月までの訪問実施率95.6%)	達成(○)	
63	乳幼児健康診査の実施	子どもの発達上の課題の早期発見を図り、子どもの健全な育成を促すため、4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児に対し乳幼児健康診査を実施し、必要に応じて相談や指導、その後のフォローへとつなぎます。	継 続	健康課	○平成26年度受診者数 4か月児健康診査 受診者数 773人(受診率96.6%) 10か月児健康診査 受診者数 723人(受診率90.8%) 1歳6か月児健康診査 受診者数 775人(受診率95.8%) 3歳児健康診査 受診者数 782人(受診率94.1%)	達成(○)	
64	乳幼児健康診査事後指導の実施	○乳幼児健康診査のアフターフォローとして、初期相談から専門的な相談を行う「こどもの相談」や支援を必要とする子どもへの「コアラクラブ」の実施、「アレルギー教室、相談」を実施します。 ○子どもの発達に関する専門的な相談体制の構築について検討を進めます。	継 続	健康課	平成25年度にモデル事業として実施した5歳児発達相談を「こどもの相談」事業を拡充する形で実施。「こどもの相談」「からだの相談」「コアラクラブ」「アレルギー教室、相談」の実施。	達成(○)	
65	健康教育・健康相談の実施	子どもの健全な育成を促すとともに、保護者の不安軽減を図るため、乳児を育てる保護者を対象に月1回、保育士や栄養士による「育児相談」や「もぐもぐ離乳食教室」等を実施します。	継 続	健康課	○平成26年度参加者数 育児相談 延参加者数 1,742人 実参加者数 1,126人 もぐもぐ離乳食教室 延参加者数 358人 実参加者数 179組	達成(○)	
66	療育相談の実施	医師や臨床心理士が乳幼児の発達に関する相談や検査を行い、その後のフォロー体制についても検討します。就学時には教育相談も同時に行います。	充 実 (整理統合し相談を受けやすくする)	障害福祉課 健康課 学校教育課 健康福祉事務所	【障害福祉課】 保護者のニーズに応じ療育相談の場に担任や加配の先生、保健師が同席したり、療育相談日に併せて教育相談を実施する等その場で相談を受けれる環境を継続して提供。現在では療育相談実施回数も増え、多くの保護者や支援者が相談できる場の提供を行っている。 平成26年度 23回 【学校教育課】 療育相談では、同時に教育(就学)相談も行っている。その後の教育相談等についても、学校及び芦屋市特別支援教育センターで継続して行えるよう、保健・福祉部局と連携し、フォロー体制を整え、支援の充実を図っている。	達成(○)	

番号	取り組み	内 容	方 向 性 (H26年度目標)	所管課	平成26年度末現在の状況		
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由
67	発達障がい児・者への支援	「(仮称)芦屋市福祉センター」内に集まる関係機関やひょうご発達障害者支援センタークローバ芦屋ランチと連携を図り支援に当たります。	充 実 (「(仮称)芦屋市福祉センター」に支援機関が集結)	障害福祉課 健康課 学校教育課	<p>【障害福祉課】 障害福祉課で把握している対象者(窓口相談・療育相談・機能訓練等)について、必要性(主訴・状況)に応じて、障がい者相談支援事業所、保健センター、学校教育課につなぎ、支援が継続されるよう連携している。 平成26年5月よりサポートファイルを配布し普及啓発に努めた。</p> <p>【健康課】 平成26年度は5歳児発達相談を事業化してこどもの相談を拡充し、教育委員会等との関係機関と連携の強化を図った。</p> <p>【学校教育課】 就園前・就学前の障がいのある子どもの就園就学に係る保護者からの相談について、関係部局等と連携し、相談体制を整え、保護者の不安を取り除けるように努めるとともに、その後の教育相談等については、学校園及び芦屋市特別支援教育センターで継続して行えるよう保健・福祉部局等と情報共有し、フォロー体制を整え、支援の充実を図っている。5歳児発達相談に関しても、関係機関と連携し、情報を共有して、子どもの支援を行うことができるようにしている。</p>	達成(○)	
68	思春期における早期発見・早期対応体制の充実	思春期において、精神的なストレス等から障がいを発症した場合においても、早期発見・早期対応につながるよう、医療・教育機関や障がい者相談支援事業所、当事者団体、ピアサポート、保護者等の関係機関・団体等との連携体制を構築していきます。	新 規	障害福祉課 健康課 学校教育課 健康福祉事務所	<p>【障害福祉課】 福祉センターの総合相談窓口連絡会の場を活用し、若者相談センター「アサガオ」と障がい者相談支援事業を始めとした関係機関との情報共有等連携体制の構築に努めた。</p> <p>【健康課】 思春期保健連絡会に出席し、関係機関との情報共有、課題の検討を行っている。</p> <p>【学校教育課】 特別支援教育センターを中心として子どもの教育に関する関係機関が集まり芦屋市特別支援教育連携連絡会を開催し情報交換を行い、子どもの状況を確認している。また、家庭児童相談室、主任児童委員会などと連携を図りながら、必要な支援を早期に受けることができるように努めている。気になる子どもに関しては、学校と連携し、関係機関による支援を行っている。</p>	達成(○)	

番号	取り組み	内 容	方 向 性 (H26年度目標)	所管課	平成26年度末現在の状況		
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由
69	特定健康診査の実施	○40歳以上から75歳(年度内に75歳となる方を含む)までの国民健康保険加入者に対し、生活習慣病の原因とされるメタボリックシンドロームに着目した健診を実施します。 ○制度改正に伴う平成20年度からの新しい健診制度であるため、事業の周知と受診機会の充実に努めます。	継 続	保険医療助成課 健康課	【保険課】 【対象者】40歳から75歳(年度内に75歳になる方を含む)までの国民健康保険加入者 【内容】疾病の早期発見、重症化予防のためのメタボリックシンドロームに着目した健診を行っている。対象者には受診券を送付し広報を行っている。特定健診の普及啓発として、広報や保険料納額通知書にリーフレットを同封している。 未受診者勧奨として、年間3回受診勧奨ハガキを送付している。平成25年度からは新たな取り組みとして、レセプトデータと特定健診受診データを突合せ、個々の状況に即した受診勧奨を行っている。 また、個別への取り組みと合わせて、広く集団への働きかけとして地域の会議に保健師が出向き、医療職や福祉専門職に対し啓発を行っている。庁内他課とも連携し、機会を捉えた普及啓発を実施している。 ○平成26年度 受診者数 6,779人 集団健診 35回 個別健診 随時(市内49医療機関で受診可)	未達成(●)	【保険課】 平成25年度～29年度を計画期間とした「第二期特定健康診査・特定保健指導実施計画」に基づき、受診率目標(計画最終年度である平成29年度に60%)の達成を目指し、普及啓発に取り組んだが、受診率は年々上がっているものの平成26年度は38.8%に止まっており、目標達成に至っていないため。
70	特定保健指導の実施	○特定健康診査において、指導が必要とされた人に対し、生活習慣の改善を目的とした保健指導を実施します。 ○制度改正に伴う平成20年度からの新しい保健指導であるため、事業の周知と受講機会の充実に努めるとともに、より効果的な指導が行えるよう、指導メニュー等の充実に努めます。	継 続	保険医療助成課 健康課	【健康課】 特定健康診査において指導が必要とされた人に対し、生活習慣の改善を目的とした特定保健指導を実施している。教室の開催や教室に参加できない方のために面接、電話、メール等で指導を実施している。 今年度は、特定保健指導未実施者に対して「血管年齢測定会」を開催し、健康に関する知識の普及と保健指導を実施した。 ○平成26年度 実施者数 130人 (動機付け支援 121人 積極的支援 9人) 実施率 19.6%	達成(○)	
71	健康チェックの実施	市民の主体的な健康づくりを促進するため35歳以上の市民に対し、一定の負担のもと「健康チェック」を実施します。	継 続	健康課	市民の主体的な健康づくりを促進するため、30歳以上の市民を対象に健康チェック(3時間人間ドック)を実施している。 平成26年度 受診者数 423人	達成(○)	
72	健康教育・健康相談の充実	○「健康チェック」受診者に対する事後指導として、生活習慣病を予防するための「生活習慣みなおし教室」を開催します。 ○障がいのあるなしにかかわらず、市民すべての健康づくりを支援するため、健康教育・健康相談の充実に努めます。	継 続	健康課	健康チェック受診者に対する事後指導として、生活習慣病を予防するための「生活習慣みなおし教室」(集団に対する講話と個別相談)を開催している。また医師による健康相談を毎月2回実施している。 ○平成26年度 教室参加者数 延べ162人(集団100人・個別50人) ○平成26年度 医師相談62人	達成(○)	
73	訪問指導の実施	「特定健康診査」や「健康チェック」等において、訪問による指導が必要な人や寝たきりの人に対し、「在宅訪問指導」及び「在宅寝たきり歯科訪問指導」を実施します。	継 続	健康課	「特定健康診査」や「健康チェック」等において、訪問による指導が必要な人や寝たきりの人に対し、在宅訪問指導を実施している。 なお、「在宅寝たきり歯科訪問指導」については、平成22年度から歯科医師会により保険診療として実施されている。 ○平成26年度 訪問実人数 5人 訪問回数 5回	達成(○)	

【(基本目標:3)自立と社会参加を促進する支援体制づくり — (施策:2)一貫した教育支援体制の構築 — ①乳幼児期における療育・保育等】

番号	取り組み	内 容	方 向 性 (H26年度目標)	所管課	平成26年度末現在の状況		
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由
74	療育支援の実施	発達に課題のある子どもに適切な療育及び訓練等を提供するため、市立くすのきデイ・ケアセンター「すくすく学級」において児童デイサービスの提供を行います。また、施設整備を進め定員拡大を図ります。	充 実 【重点プロジェクト】	障害福祉課	【こども課すくすく学級】 平成24年度から、定員を20名から30名に増やし療育を必要とされる児が入級待機をすることがなくなった。通級児が増えたことで、年齢別保育の内容に多様性をもたせ、保育内容の充実をはかることができた。	達成(○)	
75	市立くすのきデイ・ケアセンター及びみどり地域生活支援センターの運営(再掲)	「みどり地域生活支援センター」と「市立くすのきデイ・ケアセンター【くすのきのいえ】」の運営を一体化し、障害者自立支援法に基づく新体系サービス提供事業所として移行を図ります。さらに、運営の一体化に伴う施設整備を進めることで児童デイサービス及び生活介護の定員拡大を図ります。	充 実 【重点プロジェクト】	障害福祉課	平成23年4月より定員を20名から30名に拡大し、重度障がい者の受け入れを進めている。また、平成24年4月より短期入所事業を開始し、保護者のレスパイトを行っている	達成(○)	
76	育児支援等療育事業担当者連絡会等の開催	すくすく学級からの進路先確保及び受け入れ体制の整備を図り、保育所・幼稚園等への円滑な入所・入園を実現するため、庁内関係各課及び関係機関との連携・情報共有を行う連絡会を開催していきます。また、保護者に対しては保育所、幼稚園担当者が合同で入所・入園に向けた説明会を実施していきます。	充 実 (関係機関との連携を強化しスムーズな受け入れ体制を整備)	障害福祉課 健康課 こども課 学校教育課	【障害福祉課】 療育支援相談を1回/月実施し、支援を必要とする児童の支援方針等について検討を行っている。 また、すくすく学級卒級生に対し、卒級後の療育(障害福祉課のサービス)について説明会を実施。 【こども課すくすく学級】 保育課・学校教育課合同説明会の開催 1回 障害福祉課による卒級後の療育に関する説明会 1回 【学校教育課】 ○教育委員会担当指導主事や入園先の教員がすくすく学級を訪問し、子どもの行動観察を行っている。 ○すくすく学級保育士と連携し、引継ぎや情報交換を密にし、加配教員や支援員による支援の在り方について協議を行っている。 ○すくすく学級保護者に保育所と幼稚園合同説明会を行い、市立幼稚園入園までの相談や入園後の支援について説明している。	達成(○)	
77	障がい児保育事業の実施	保育に欠ける個別的配慮が必要な乳幼児に対して提供する保育サービスについて、より多くのニーズに対応するため、対象児童の範囲を「集団保育が可能な児童」へと拡大を図ります。	充 実 (受け入れ枠の拡大)	こども課	【保育課】 平成21年4月に「芦屋市障害児保育事業実施要綱」を改正し、保育に欠ける個別的配慮が必要な児童の受け入れ可能枠を12名から18名へ拡大した。	達成(○)	
78	幼稚園における特別な支援を要する幼児の指導	特別な支援を必要とする幼児への個に応じた適切な指導が行えるよう、加配教員の配置を行うとともに、すべての幼稚園で特別な支援を要する幼児への対応が可能となるよう、園内委員会の設置及び特別支援教育に係る研修会の充実を図ります。	充 実 (担当指導主事の配置)	学校教育課	○特別な支援を必要とする幼児への加配教員の配置、支援員の配置を行い、支援の充実を図っている。 ○支援を必要とする幼児への個に応じた適切な指導が行えるよう、担当指導主事や特別支援教育センター専門指導員が行動観察を行い、支援等の在り方について幼稚園への指導・助言を行っている。 ○幼稚園特別支援教育研究会を開催し講師を招へいし、個に応じた指導や学級運営について学び、教員の指導力を高めている。	達成(○)	

番号	取り組み	内 容	方 向 性 (H26年度目標)	所管課	平成26年度末現在の状況		
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由
79	適正就学指導委員会の実施	障がいのある幼児児童生徒の適正な就学に対応するとともに、就学後の具体的な支援策なども検討します。	継 続	学校教育課	個に応じた適正な就学を目指して、保護者との教育相談を行うとともに、適正就学指導委員会専門部員による観察等の結果により、適正な就学指導を行うようしている。	達成(○)	
80	就学サポート連携推進事業の実施	「就学のための教育連携連絡会」を設置し、教育上、配慮を要する幼児の円滑な就学等への対応を図るとともに、保育所、幼稚園、小学校、関係機関が連携して定期的に情報交換する連携システムを確立します。	充 実 (学校園、関係機関との連携強化)	学校教育課	「就学のための教育連携連絡会」を開催し、保育所・学校園が、通常学級に在籍する発達障がい等の子どもに対して滑らかな接続を目指した引継ぎのあり方について協議を行い、それぞれの機関が引継ぎの重要性を理解して取り組むよう努めた。	達成(○)	
81	特別支援教育センターの充実	○芦屋市における特別支援教育の質の向上と保護者や学校園等との連携を図るため、専門指導員を増員し、相談機能や学校園への支援機能などの充実に取り組みます。 ○平成22年度開設予定の「(仮称)芦屋市福祉センター」内への移転に当たり、保健・福祉等関連部局との連携を強化し、支援機能のさらなる充実を図ります。	充 実 (専門指導員を増員、センター機能の拡大)	学校教育課	特別支援教育センターの専門指導員による巡回学校園訪問等による学校園や教員への支援活動が充実するとともに、特別支援教育センターにおける保護者や教員からの相談件数も増加している。また、継続的な観察、支援、相談体制が充実してきている。さらに、保健・福祉等関係部局との連携が図られ、就学前から就学後へスムーズな連続した接続がなされている。	達成(○)	
82	校内支援体制の整備	校内における特別支援教育の支援体制を充実させるため、校内委員会や特別支援教育コーディネーターの設置、「特別支援教育センター」との連携と活用の促進を図ります。	継 続	学校教育課	全学校園において、特別支援コーディネーターを中心に、個別の教育的ニーズに応じた支援の在り方について、校園内委員会で共通理解、協議を行い、幼児児童生徒への指導に当たっている。また、特別支援教育センターとの窓口として、特別支援教育コーディネーターが当たり、保護者や教員とつなぐ役割を果たしている。	達成(○)	
83	障がいの状態に応じた学習指導	障がいのある幼児児童生徒一人ひとりが可能な限り主体的に生活を営む力を育むことができるよう、障がいの状態や発達段階、ニーズを勘案した個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成し、個に応じた指導の充実を図ります。	継 続	学校教育課	個に応じた教育的ニーズに対応するため、保護者とも相談しながら実態に即した個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成し、幼児児童生徒の指導を行っている。	達成(○)	
84	指導補助員の配置	生活面、学習面で特別な支援が必要な幼児児童生徒が在籍する学校園に介助員、スクールアシスタント、学生ボランティア等の指導補助員を配置し、一人ひとりの実態に応じた効果的な指導、支援を実施します。	継 続	学校教育課	幼稚園に支援員7名、小学校に支援員6名・介助員9名、中学校に支援員1名・介助員6名を配置し、個別の支援の充実を図っている。学生ボランティアについても、個に応じた教育的ニーズに合わせて配置し、支援を行っている。	達成(○)	
85	専門指導員派遣委託事業の実施	三田谷治療教育院と専門指導員の派遣にかかわる委託契約を締結し、特別支援教育推進モデル校を中心に、三田谷治療教育院の専門指導員を学校園に派遣し、教員の指導力向上や幼児児童生徒の指導、支援の充実を図ります。	継 続	学校教育課	支援を必要とする児童生徒が在籍する学校に、三田谷治療教育院の専門指導員を派遣し、児童生徒の行動観察、保護者・教員の相談や支援方法等については、アドバイスをを行い、支援の充実を図ることができている。	達成(○)	
86	進路指導の充実	義務教育終了後の進路について、多様な進路先の選択が行えるよう、特別支援学校やサービス提供事業所、ハローワーク、企業、関係機関との連携を密にし、支援の充実を図ります。	継 続	学校教育課	県立芦屋特別支援学校と連携を図り、高等部への進学及び高等部卒業後の進路等の情報交換を行い、長期的な視点による進路指導を行っている。	達成(○)	
87	教育施設の点検・整備	○誰もが安心・安全に学校園施設を利用できるよう、施設内のエレベーター設置や段差解消、スロープ、手すり等の設置、トイレの改修などのバリアフリー化を進めます。 ○学校園施設の耐震化についても計画的に整備を進めます。	継 続	教育委員会管理課	○学校園施設のバリアフリー化については、大規模改修等のタイミングに併せて、計画的に進めている。 ○学校園施設の耐震化については、建物等の耐震化は100%完了しているが、非構造部材の耐震化について、今後、大規模改修等のタイミングに併せて実施していく。 なお、平成26年度は打出浜小学校管理教室及び体育館棟大規模改修時にトイレの全面改修や鋼製建具をアルミサッシ化、全てのガラスを強化ガラスに取替え、非構造部材の耐震化、また宮川幼稚園に宮川小学校プール棟に設置したエレベーターへの渡り廊下も設置し、幼稚園のバリアフリー化を図った。	達成(○)	

【(基本目標:3)自立と社会参加を促進する支援体制づくり — (施策:3)就労支援の充実 — ①障がいのある人の雇用機会の拡大】

番号	取り組み	内 容	方 向 性 (H26年度目標)	所管課	平成26年度末現在の状況		
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由
88	企業啓発活動の推進	障がいのある人の雇用の場の拡大と雇用促進を図るため、関連機関との連携を保ちながら民間事業者に対し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の周知・啓発を行います。	継 続	障害福祉課 経済課	【障害福祉課】 阪神南地域での障害者雇用・就業ネットワーク会議や雇用対策労・使・行政三者会議を通じての意見交換を行った。また、ハローワーク西宮と連携し、本市の制度である雇用奨励金の利用促進に努め、障がい者の雇用機会の増大及び長期雇用の促進を図るとともに、広報紙等により広く障がい者雇用についての啓発を行った。 【経済課】 ・広報紙等による障がい者雇用についての啓発 ・商工会理事会において、制度の紹介を行い周知に努めている。 ・阪神南地域での障害者雇用・就業ネットワーク会議や雇用対策労・使・行政三者会議を通じての意見交換。 ・ハローワーク西宮と連携し、本市の制度である雇用奨励金の利用促進に努め、障がい者の雇用機会の増大及び長期雇用の促進を図っている。	達成(○)	
89	重度障害者多数雇用事業所への支援	障がいのある人の雇用の場を確保するため、重度障害者多数雇用事業所を運営する阪神友愛食品株式会社(コープこうべ及び兵庫県、阪神7市1町の共同出資会社)への運営支援を行います。	継 続	障害福祉課	引き続き阪神友愛食品株式会社に、阪神7市1町共有地を賃貸するとともに、学校給食用の製品の購入を行っている。	達成(○)	
90	知的障害者雇用開発助成金支給制度	障がいのある人の雇用機会の増大を図るため、継続して知的障がい者を雇用する事業主に対して、一定期間その賞金の一部を助成します。	継 続	経済課	平成22年度より知的障害者だけでなく、身体・精神障害者にも枠を広げ、引き続き雇用機会の増大を図っている。	達成(○)	
91	福祉的就労の場の確保	○障がいに応じた福祉的就労の場(日中活動の場)を確保できるよう、サービス提供事業所との連携を図ります。 ○福祉的就労の場を確保するため、市内の小規模作業所や授産施設等の障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの円滑な移行を支援します。	継 続	障害福祉課	○保健福祉センターにおいて、「就労支援カフェ(就労継続支援B型)」の場を提供するとともに、館内清掃等の就労場所の確保を図っている。 ○【26年度】「麦の家」(小規模)⇒(地域活動支援センター)に移行	達成(○)	
92	「(仮称)芦屋市福祉センター」における雇用の場の確保	○平成22年度開設予定の「(仮称)芦屋市福祉センター」において就労支援カフェ(就労継続支援B型)の場を確保します。 ○館内の清掃等についても就労の場の確保となるよう検討します。	新 規 【重点プロジェクト】	障害福祉課 地域福祉課	【障害福祉課】 就労支援カフェ(就労継続支援B型)「カシューカシュー」の運営実施、館内清掃については木口財団と協議の結果、障がい者の就労の場を確保するとともに、清掃業者が事業所の利用者に対し清掃指導を行うことで、清掃技術習得の場となるよう実施。 【福祉センター】 継続して実施。	達成(○)	
93	インターンシップの検討	特別支援学校在校生の就労に伴う実習生の受け入れについて、市役所における受け入れを検討します。	新 規 【重点プロジェクト】	障害福祉課	平成21年度より毎年、芦屋特別支援学校の実習生を受け入れ、職場体験を通じて就労に繋げる体験を提供している。	達成(○)	

【（基本目標:3）自立と社会参加を促進する支援体制づくり —（施策:3）就労支援の充実 — ②就労への支援】

番号	取り組み	内 容	方 向 性 (H26年度目標)	所管課	平成26年度末現在の状況		
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由
94	公共職業安定所との連携	障がいのある人の就労先の確保から就労後も安定して働き続けられるよう、就労支援の充実を図るため、西宮公共職業安定所等との連携を強化します。	継 続	障害福祉課	自立支援協議会の委員に西宮公共職業安定所を迎え、就労支援の観点から意見をいただいている。また、阪神南域障害者雇用・就業支援ネットワーク会議に参加し、意見交換をしている。さらに平成25年から行っているチャレンジ雇用について、面接等で意見をいただいている。	達成(○)	
95	知的障害者能力開発センターの紹介	障がいのある人の就労に向けた訓練の場を確保するため、知的障害者能力開発センターの紹介や相談を行います。	継 続	障害福祉課	継続して窓口に募集案内を設置し周知に努め、相談に応じて適宜紹介をしている。	達成(○)	
96	身体障害者高等技術専門学校及び職業能力開発校等の紹介	技能・技術者として、社会活動への参加を促進し、障がいのある人の職業の安定化を図るため、職業人として自立を目指す障がいのある人に対し、各人能力と適正に配慮した職業訓練を受けることができるよう、職業訓練校等の紹介や相談を行います。	継 続	障害福祉課	窓口に案内冊子を設置し、相談に応じて適宜紹介をしている。また、広報に募集案内の掲載を行い、周知に努めている。	達成(○)	

【(基本目標:3)自立と社会参加を促進する支援体制づくり — (施策:4)多様な社会参加の場・生きがいの場の充実】

番号	取り組み	内 容	方 向 性 (H26年度目標)	所管課	平成26年度末現在の状況		
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由
97	ふれあい市民運動会の開催(再掲)	多くの市民が参加できるよう、プログラムや運営等の工夫を行い、内容の充実を図ります。	充 実 (内容を工夫)	障害福祉課	平成26年11月15日に芦屋市総合公園陸上競技場にて開催。多くの方が参加できるよう引き続き広報・まちナビへの掲載やチラシの配布を行った。また、当日配布のプログラムについても、子どもが見やすいようふりがなを入れる等の工夫を行った。 ○参加者総数:323名	達成(○)	
98	各種スポーツ大会等の周知及び参加支援の推進	障がいのある人のスポーツ活動及び競技スポーツの振興を図るため、兵庫県が実施する各種スポーツ大会や全国スポーツ大会、車いすマラソン大会等の周知と参加支援を推進します。	継 続	障害福祉課	各種スポーツ大会等の開催案内を受け、窓口へのチラシの設置やポスターの掲示を行い、大会の周知を図っている。また、兵庫県のスポーツ大会については、大会に職員が同行し、参加支援を行っている。	達成(○)	
99	身体障がい者作品展への参加促進	障がいのある人の文化・芸術活動を促進するため、市内障がい者団体4団体主催で開催される作品展について市民への広報や運営などの支援を行います。	充 実 (開催方法を工夫)	障害福祉課	障がい児・者作品展を市・社会福祉協議会・特別支援学校等関係機関共同で開催している。開催案内・作品募集について広報に掲載し周知に努め、また福祉センター及び木口記念会館ロビーを会場とし、広く市民の方々に鑑賞してもらえるようにしている。	達成(○)	
100	障がいのある人の生涯学習活動の振興	○障がいのある人の自主的な学習活動を推進するため、障がいのある人の学習の場である「青い鳥学級」「くすの木学級」の開設及び周知を行います。 ○社会教育施設等と連携し、各種講座や講演会、スポーツ教室等の情報提供を充実させるとともに、障がいのあるなしにかかわらず、誰でも参加できる講座や講演会、スポーツ教室等の開催を検討します。 ○市主催の行事・イベントや講演会など、誰もが参加できるよう、障がいのある人が参加する各種文化活動等へ、手話や要約筆記奉仕員等の派遣を行います。	継 続	公民館 社会福祉協議会 障害福祉課	【公民館】(平成26年度実績) ○兵庫県教育委員会委託事業で、視覚障害者及び聴覚・言語に障がいがある方を対象に、社会人として幅広い学習と、芦屋市・西宮市・尼崎市の受講生・ボランティア・介助者との交流を通して友だち作りを目的に実施。 ①「阪神南くすの木学級 尼崎教室」に参加。(聴覚・言語障がい者対象)…芦屋市から1名が受講 ②「阪神南青い鳥学級 芦屋教室」を芦屋市で開催(視覚障がい者対象)…受講生23名、ボランティア13名、介助者23人 【社会福祉協議会】 ○障がい者スポーツ交流広場 12回実施 ○手話通訳ボランティアの派遣 12件 要約筆記ボランティアの派遣 4件 【障害福祉課】 障がいのある方に対する情報保障のため、敬老会や成人式等の市主催の行事等に、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行っている。	達成(○)	
101	社会教育施設等の整備・改善	誰もが安全に施設を利用できるよう、市社会教育施設の点検整備等を行います。また、バリアフリーの進んでいない施設については、計画的にバリアフリー化を進めます。	継 続	生涯学習課	課題としての認識はしているものの、施設改修等の時期に併せて整備に取り組む必要があり、現在改修工事の建物については、バリアフリー化が図れる予定であるが、依然として、改修には至らず、進んでいない所もある。	達成(○)	
102	障がいのある人のスポーツへの参加	スポーツ振興基本計画に基づき、障がいのある人がスポーツに参加しやすい環境づくりに取り組みます。	継 続	スポーツ 青少年課	○芦屋市社会福祉協議会と共催して「しょうがい者とのスポーツ交流ひろば(スポーツ教室)」を定期的(月1回)開催している。 ○障がい者スポーツ指導者協議会阪神委員会に参加して広域での連絡調整を図る。	達成(○)	

【(基本目標:4)安心して暮らせる地域環境づくり — (施策:1)生活環境の整備 — ①福祉のまちづくり】

番号	取り組み	内 容	方 向 性 (H26年度目標)	所管課	平成26年度末現在の状況		
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由
103	福祉のまちづくりの推進	公共施設等のユニバーサルデザイン化を図るとともに、民間施設等にも協力を得られるよう、バリアフリー情報の提供や、ユニバーサルデザインの考え方の普及に努めます。	継 続	地域福祉課 都市計画課	【地域福祉課】 ・市内公共施設等のバリアフリーの状態を確認し、随時、市ホームページを更新した。また、平成25年度から開始された兵庫ゆずりあい駐車場制度について、市ホームページで紹介、兵庫県ホームページにもリンクし、市内市外の各施設を確認できるようにしている。 ・高齢者や障がいのある方等の安全かつ円滑な移動を確保するため、阪急芦屋川駅改札口から南側道路へのスロープ設置に対する助成(14,867,000円)を行い、平成26年12月から供用を開始。	達成(○)	
104	道路・公園等のバリアフリー化推進	道路、公園等のバリアフリー化については、必要性や緊急性などを考慮し、計画的な整備を図ります。	継 続	道路課 公園緑地課	【道路課】 市内3路線において、歩道切下げ工事を実施した。 【公園緑地課】 平成25年度末までに芦屋公園(北)、業平公園、川西運動場、大榎公園、宮塚公園、阪急芦屋川駅前広場、岩ヶ平公園、芦屋公園(南)について、バリアフリー化工事を実施した。加えて、平成26年度は、南宮公園においてバリアフリー化工事を実施した。	達成(○)	
105	「バリアフリー法に基づく重点整備地区バリアフリー基本構想」の推進	○「バリアフリー法に基づく重点整備地区バリアフリー基本構想」に基づき、阪神芦屋駅及び市役所周辺道路の段差解消や視覚障がい者誘導ブロックの設置などのバリアフリー化工事を実施していきます。 ○「阪神芦屋駅・市役所周辺地区バリアフリー基本構想※」に基づく重点整備地区内にある既存公園については、トイレなどの公園施設のバリアフリー化を計画していきます。	継 続 (短期事業は平22年度までに実施。その他は長期的に事業を実施)	都市計画課	・短期事業は、各施設管理者が平成22年度までに実施完了。 ・その他の長期的事業は、各施設管理者が改善策の検討を行っている。 ・公園施設のトイレなどのバリアフリー化については、番号104「道路・公園等のバリアフリー化推進」参照。 ・『交通バリアフリー推進連絡会』を開催し、各施設管理者による整備の進捗状況・計画について確認を行い、意見交換を実施。	達成(○)	
106	ノンステップバス等導入の補助	公共バスを利用する障がいのある人や高齢者等の利便性を向上させるため、事業者に対し、ノンステップバス※等の導入への補助を行います。	継 続	地域福祉課	継続して実施(1台分の補助 200,000円)	達成(○)	

【(基本目標:4)安心して暮らせる地域環境づくり — (施策:1)生活環境の整備 — ②障がいに応じた住まいの確保支援】

番号	取り組み	内 容	方 向 性 (H26年度目標)	所管課	平成26年度末現在の状況		
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由
107	住宅改造費の助成	個々の障がいに応じた住宅改造が行えるよう、既存住宅の改造費の助成を行います。	継 続	障害福祉課	○助成件数・金額 平成26年度 1件 900,000円	達成(○)	
108	障がい者住宅整備資金の貸付	住み慣れた住宅で、個々の障がいに応じた住宅環境を整備することができるよう、既存住宅を改造するのに必要な資金の貸付を行います。	継 続	障害福祉課	貸付制度は継続しているが、該当者なし。	達成(○)	
109	障がい者向け住宅等の整備	○市営住宅については、空家補修時を活用するなど計画的にバリアフリー化を行うとともに、居住者本人の「模様替え申請」による改修も許可し、改修の促進を図ります。 ○市営住宅居住者について、身体状況等により住宅の住み替えが必要となった場合は、市営住宅内での転居を促進します。	継 続	住宅課	○年次計画的な大規模整備は、「市営住宅等ストック総合活用計画」により実施することになるが、平成26年度に計画見直しを行い、大規模集約住宅建設による整備事業を進めることとした。 また、個別対応である「模様替え申請」による改修については、19件の申請に対し、全件を許可した。 ○同じく個別対応である「住み替え申請」は、2件の申請に対し、全件のあっせんを行った。	達成(○)	

【(基本目標:4)安心して暮らせる地域環境づくり — (施策:2)防災・防犯対策の充実】

番号	取り組み	内 容	方 向 性 (H26年度目標)	所管課	平成26年度末現在の状況		
					左記の取り組み・内容の進捗状況(具体的に)	目標の達成・未達成	未達成の理由
110	防災体制の強化	芦屋市における防災体制の充実を図るため、国や兵庫県と連携し「芦屋市地域防災計画」の見直しを毎年度実施していきます。	継 続	防災安全課	市の組織改正・人事異動に伴うもののほか、災害対策に関する新たな知見や数値データの更新を踏まえて、毎年実施している。今後も、広島市や丹波市等の土砂災害を受け改正された土砂災害防止法等、国・県の防災計画や対策の見直しとの整合を図りつつ見直していく。	達成(○)	
111	自主防災組織の確立	災害時に地域における支援活動を担う自主防災会の普及率の向上を図るとともに、活動内容の充実を図ります。	充 実 (普及率の向上)	防災安全課	市として地域防災活動への支援や啓発を継続しており、平成26年度にも1組織が新規設立し、平成26年度末現在、市内で64組織が活動している。また、自主防災会連絡協議会を通じて、各地域の組織相互の情報交換や協力体制の構築を進め、複数の地域による地域合同防災訓練も増えている。	達成(○)	
112	防犯体制の整備	各町ごとに結成されている自主防犯グループ組織の活動を充実させるとともに、関係機関と連携し、情報共有と防犯体制の強化を図ります。	充 実 (育成補助金の創設)	防災安全課	「まちづくり防犯グループ育成事業補助金」の平成21年度に創設とその活用に加え、まちづくり防犯グループ連絡協議会や芦屋市生活安全推進連絡会を通じて、各地域の組織相互の情報交換や協力体制の構築を進めている。	達成(○)	
113	防災・防犯知識等の普及・啓発	広報紙や講演会、市のホームページ等を活用し、防災・防犯等に関する知識の普及・啓発に努めます。	継 続	防災安全課	広報あしややホームページを活用した情報提供や注意喚起とともに、土砂災害情報マップを毎年6月に全戸配布している。防災・防犯についての出前講座を充実させ、知識と意識の向上に努めている。	達成(○)	
114	災害時要援護者避難支援体制の確立	○災害時や緊急時に特別な配慮を必要とする要支援者(災害時要援護者)の名簿については、正確な情報提供と避難支援が行えるよう、名簿の更新及び新規登録の促進を図ります。 ○自主防災組織や民生委員・児童委員、社会福祉協議会など関係機関等と連携し、災害時要援護者の地域における救援体制の整備を構築していきます。 ○関係機関と連携を図り、災害時要援護者支援計画を策定し、支援体制の整備を図ります。	充 実 (支援体制の確立)	障害福祉課 防災安全課	【障害福祉課】 緊急・災害時要援護者台帳登録者に対し、申請内容で不明な事項を確認し、台帳を整備した。また、65歳以上の高齢障がい者については、高齢福祉課へ引継ぎを行った。手帳交付時に対象となる方への申請書配布、説明を行い、引き続き新規登録の促進に努めた。 民生委員へは平常時の見守り時で気付いたことなど情報交換を行い、データ更新の方法等協議を行った。 【防災安全課】 要援護者台帳の登録が整ったのを受け、平成27年度より、地域における支援体制の構築に努める。	未達成(●)	要援護者台帳の登録が整ったのを受け、平成27年度より、地域における支援体制の構築に努める。
115	災害時避難場所の整備	災害時に避難場所に指定されている公共施設等について、障がいのある人の利用を十分に考慮し、指定避難場所や防災倉庫において、食料品や飲料水、簡易トイレ、医療救急セット等の物資の備蓄を行います。	継 続	防災安全課	災害時に備えた総合的な防災対策の中で、新たな指定避難場所の協定や、防災倉庫の備蓄物資の見直しや充実等も図ってきた。全市民を対象とした総合的な備蓄対策を講じていく中で、「自助・共助・公助」に応じた備えを進めていくという視点から、今後も充実へ向けて継続していく。	達成(○)	
116	災害時の福祉施設の弾力的使用	平成22年度開設予定の「(仮称)芦屋市福祉センター」を、災害時の臨時的な避難の場として障がいのある人が利用できるよう、関係機関と連携し整備を図ります。	継 続	障害福祉課	「保健福祉センター(736㎡・200人)」に加え「みどり地域生活支援センター(322㎡・100人)」を福祉避難所として設定した。	達成(○)	
117	緊急通報システム事業の実施	ひとり暮らしの重度障がい者に対して、緊急事態における不安を解消するとともに、生活の安全を確保するため、緊急通報システムの設置を行います。	継 続	障害福祉課	補助制度は継続しているが、該当者なし。	達成(○)	
118	消費生活相談の実施(消費生活センター)	訪問販売、通信販売などのトラブルや、悪質商法でお困りのことなど消費生活に関するいろいろなご相談をお受けしています。	継 続	経済課	3名の相談員が消費生活センターの相談窓口の充実を図るとともに、障がいのあるかたの消費者トラブルに対して、地域との連携を図るため、毎月集会所出前講座を実施している。	達成(○)	